

武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症を契機とした令和2年5月の緊急事態宣言の延長及び解除等により、売上げの急減に直面する中小企業者等に対し、事業継続の下支え及び家賃負担の軽減を目的とする武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者
- (3) 個人事業者（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による開業等の届出を行った者に限る。以下同じ。）
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等及び他の法令の規定により公益法人等とみなされる法人（財政援助出資団体を除き、その従業員の数が、第1号に掲げる中小企業者等と同程度のものに限る。）

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、中小企業者等であって、次の各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等家賃支援給付金の支払の臨時特例に関する政令（令和2年政令第196号）に規定する新型コロナウイルス感染症対策中小企業等家賃支援給付金（以下「家賃支援給付金」という。）の給付対象者であり、かつ、給付金額の決定を受けていること。
- (2) 事業者が自ら営む事業のために使用し、及び収益する武蔵野市内（以下「市内」という。）の土地又は建物を賃借していること。
- (3) 武蔵野市商店会活性出店支援金支給事業実施要綱（令和2年8月11日施行）に規定する武蔵野市商店会活性出店支援金の支給を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支給対象者としな

- (1) 住民税を滞納している者

- (2) 前号に掲げる者のほか、事業を営むにあたり、法令等の規定に違反していると認められる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になる営業を営む者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者
（支援金の支給）

第4条 武蔵野市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、支援金を支給する。

- 2 支援金の支給は、支給対象者1人につき1回に限り行うものとする。
（基準額）

第5条 支給額の算定に用いる基準となる額（以下「基準額」という。）は、支給対象者が行った家賃支援給付金の支給申請に係る1か月分の賃料等（賃貸借契約等に基づき、自らの事業のために他人の所有する土地又は建物を直接占有する者が、当該土地又は建物を使用し、及び収益するための対価として支払う金銭をいう。以下同じ。）の額とする。ただし、支給対象者が、武蔵野市外で賃借する土地又は建物に係る賃料等の額は、基準額に含めないものとする。

（支給額）

第6条 支援金の支給額は、次の各号に掲げる中小企業者等の区分に応じ、当該各号に定める額又は600,000円のいずれか低い額とする。

- (1) 中小企業者等（次号に掲げる者を除く。） 基準額から750,000円を差し引いて得た額を3で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に6を乗じて得た額
- (2) 個人事業者 基準額から375,000円を差し引いて得た額を3で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に6を乗じて得た額

（支給の申請）

第7条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金支給申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和3年1月29日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が事業を営んでいることを明らかにする書類
- (2) 申請者が家賃支援給付金を受給していることを明らかにする書類
- (3) 申請者が市内で自ら営む事業のために使用し、及び収益する土地又は建物を賃借していることを明らかにする書類

- (4) 誓約書兼振込依頼書（第2号様式）
- (5) 通帳の写しその他支援金の振込先が分かる書類
- (6) 住民税の納税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和49年9月武蔵野市条例第34号。以下「条例」という。）第2条に規定する社会福祉法人助成申請書及び同条各号に掲げる書類に、前項各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（支給の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、当該審査の結果、その内容が適当であると認めたときは支援金の支給を決定し、武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金支給決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支給しないことを決定したときは、その理由を付して、武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金不支給決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、条例第3条及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和49年9月武蔵野市規則第19号）第3条の規定により通知するものとする。

4 市長は、第1項又は前項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）をしたときは、速やかに申請者の指定する口座に支援金を振り込むものとする。

（支給の決定の取消し等）

第9条 市長は、支給決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、その返還を命ずるものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行する。